

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20241113	いず東海タクシー株式会社(法人番号4080101014433) 代表者三澤賢治	静岡県伊東市八幡野1208-95	伊東営業所	静岡県伊東市渚町2-28	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項	令和6年6月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)無車検運行(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	6	6
2	20241113	いづみタクシー有限公司(法人番号3180002092239) 代表者山口慎一	愛知県あま市七宝町秋竹四町田805番地19号	本社営業所	愛知県あま市七宝町秋竹字四町田805番地19	輸送施設の使用停止(130日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項	令和6年1月18日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(4)業務の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項)、(5)運行記録計による記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第2項)、(6)事故の記録の記録事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第26条の2)、(7)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(10)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(12)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(13)整備管理者の選任変更届出違反(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)、(14)補助者の要件違反(旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和6年11月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3	20241115	不二タクシー株式会社 (法人番号 3080001004452) 代表 者狩野育史	静岡県静岡市葵区北番町 55-1	北番町営業所	静岡県静岡市葵区北番町 55-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第21条第5項	令和6年6月28日、監査方針に基づいて、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)、(2)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(3)乗務員等台帳の作成、備付義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)、(7)特定の運転者に対する指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)、(8)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(道路運送法第29条の3)	6	6
4	20241122	名鉄交通第一株式会社 (法人番号 4180001120643) 代表 者浅野丈夫	愛知県名古屋瑞穂区浮 島町5-1	第一営業基地	愛知県名古屋瑞穂区浮 島町5-1	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	旅客自動車運送事業 運輸規則第24条第5項	令和6年6月4日及び令和6年6月14日、監査方針に基づいて、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)、(2)乗務員等台帳の記載事項等不備(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)、(3)無車検運行(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。